

ひまわり



大人が変われば子どもも変わる 知っていますか？「子どもの権利条約」^{けんりじょうやく}

1 子どもの定義	2 差別の禁止	3 子どもにもっともよいことを	4 国の義務	5 親の指導を尊重	6 生きる権利・育つ権利	7 名前・国籍をもつ権利	
8 名前・国籍・家族関係を守る	9 親と引き離されない権利	10 別々の国にいる親と会える権利	11 よその国に連れられない権利	12 意見を表す権利	13 表現の自由	14 思想・良心・宗教の自由	
15 結社・集会の自由	16 プライバシー・名誉は守られる	17 適切な情報の入手	18 子どもの養育はまず親に責任	19 暴力などからの保護	20 家庭を奪われた子どもの保護	21 養子縁組	
22 難民の子ども	23 障がいのある子ども	24 健康・医療への権利	25 施設に入っている子ども	26 社会保障を受ける権利	27 生活水準の確保	28 教育を受ける権利	
29 教育の目的	30 少数民族・先住民の子ども	31 休み、遊ぶ権利	32 経済的搾取・有害な労働からの保護	33 麻薬・覚せい剤などからの保護	34 性的搾取からの保護	35 誘拐・売買からの保護	
36 あらゆる搾取からの保護	37 拷問・死刑の禁止	38 戦争からの保護	39 被害にあった子どもを守る	40 子どもに関する司法	41 子どもにとってもっともよい法律	42 条約の広報	
43-54 条約のしくみ							30 CRC30 YEARS

世界中の子ども一人一人は、大人と同じように権利を持っています。大人は、子どもの権利を守る義務と、責任があります。世界の国々は、子どもの権利の実現を目指し取り組んでいます。その一つが「子どもの権利条約」^{※1}です。

日本では1994年に条約に批准^{※2}し、25年が経ちました。左のポスターのとおり、「子どもの権利条約」には54の条文があり、第1条では「子どもとは18歳以下で、^{※1}と定めています。他にはどんなことが決められているか、見てみましょう！」

「子どもの権利条約」は大きく分けて4つ

すべての子どもが、子どもらしく生き、健やかに成長できるよう権利が保障されています。

「子どもの権利」ってなんだろう？ 子どもも大人も一緒に考えてみましょう！！

③ 守られる権利



暴力やむりやり働かされること、麻薬や覚せい剤のよう
な違法な薬物などから子どもは守られる権利がありま
す。それだけではありません。世界では人身売買や、戦
争といった生命が危険にさらされる事態に子どもが巻き
込まれてしまうこともあります。

子どもはこういった幸せを奪うようなあらゆる出来事
から守られなければいけません。

※第19条、第32条、第33条、第36条他

④ 参加する権利



子どもは大人と同じ社会の一員です。
自分たちに関係のあることについて、子どもには知る
権利があります。

そして、「こう思うな」「こうじゃないかな…？」と意
見を持ち、そのことについて自由に表現したり、伝える
権利もあります。

また、大人と同じように集まって団体を作る権利もあ
ります。

※第12条、第13条、第15条他

① 生きる権利

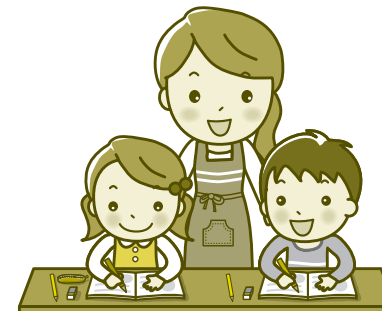


すべての子どもは、命を守られ成長できる権利があり
ます。

子どもが健康に成長していくために、病気やけがをし
たときには治療を受けられ、困ったときには社会保障が
受けられる権利があります。

※第6条、第24条、第26条他

② 育つ権利



子どもが育つにはどんなことが大切でしょうか？

すべての子どもが学校で学べるようにするだけではな
く、さらに上の学校に進みたいときには、そのチャンス
が与えられなければなりません。

もちろん、勉強だけではなく、子どもには休んだり遊
んだり、芸術的な活動に取り組む権利もあります。

※第28条、第31条他

参考：日本ユニセフ協会ホームページ「子どもの権利条約」
http://unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html



相談先一覧

子どもも大人も…これらの権利、守られていないような困ったことがあれば、
相談してみてください。

秘密は守られているので
安心してください！

結 び に

「子どもの権利条約」で定められていることは、
名前や国籍を持つ権利(第7条)や、それが尊重され
る権利(第8条)など、他にもたくさんあります。子
どもにはどんな権利があるのか、調べてみましょう。

保護者・
地域の方へ

1994年に国際条約として批准された「子どもの権利
条約(児童の権利に関する条約)」では、親(保護者)が子
どもの発達に応じて適切な指導をする責任があり、その
責任や義務が尊重されています。(第5条)
子どもたちの成長がよりよいものになるために、私た
ち大人に何ができるかを一緒に考えていきましょう。

いじめ・不登校など	●朝霞市 子ども相談室	☎048-471-8080／☎048-487-1234	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後4時 ☎a.kodomo@beach.ocn.ne.jp
	●よい子の電話教育相談	☎#7300／☎0120-86-3192	毎日24時間 ☎soudan@spec.ed.jp
いじめ・非行など	●埼玉県警ヤングテレホンコーナー	☎048-861-1152	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
いじめ・虐待など	●子どもの人権110番	☎0120-007-110	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
子育て・虐待など	●朝霞市 こども未来課 こども相談係	☎048-463-0364	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分～午後5時15分
	●朝霞市 家庭児童相談室	☎048-463-2231	月～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時30分～午後4時
虐待のこと	●児童相談所 虐待対応ダイヤル	☎189(いちばやく)	毎日24時間(お近くの児童相談所につながります)
どんなことでも	●子どもスマイルネット	☎048-822-7007	毎日(祝日・年末年始を除く)午前10時30分～午後6時
	●さいたまチャイルドライン	☎0120-99-7777	毎日(年末年始を除く)午後4時～午後9時

クイズの答え A1…× 子どもは「18歳になっていない人」としてます。(第1条) A2…○(第31条)

この努力 未来の自分へ プレゼント (令和元年度ふれあい標語 最優秀作品)

この努力 未来の自分へ プレゼント (令和元年度ふれあい標語 最優秀作品)

「青少年を守り育成する家」 を募集しています

～安心な地域を目指して～

子どもたちの「もしもの時」の駆け込み場所として市内に数多く設置されている「青少年を守り育成する家」は**506件**のお家やお店を中心に協力をいただいています。

※令和2年3月31日現在(市内公共施設含む)

朝霞市青少年育成市民会議では、この制度をより多くの方に知ってもらうため、令和元年度に「青少年を守り育成する家ポスターコンクール」を実施するなど、積極的な制度周知に取り組んでいます。

今後も「青少年を守り育成する家」を広く募集し、数を増やしていきたいと考えています。ご協力いただける方は、下記事務局までご連絡ください。

この看板が目印です！



最優秀賞

朝霞第五小学校
こども 小寺 珠々保さん

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、今年度は「親子ふれあいハイキング」、「青少年健全育成の集い」作文発表会(7月4日(土)開催予定)のイベントが中止になりました。非常に残念ですが、また来年に皆さんと元気にイベントを実施したいと思っております。

令和2年度親子映画会については、春休みに予定しています。上映作品など、詳細については開催時期が近づきましたらチラシ等でお知らせいたします。

ふれあい標語募集！

夏休み中、あたたかな人とのふれあいを題材にした標語を募集します。今年度のテーマは、

「感動」「家族」「友達」です。

最優秀作品は啓発物への掲載や、幕を作成して市内に設置します。皆さんのご応募をお待ちしております。(詳しくは広報あさか8月号をご覧ください。)

会長のつぶやき

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「ステイホーム」期間を、皆さんはどうすごされましたか。

さて、国内での流行封じ込めの最中に、社会の中に差別やいじめが起きました。恐怖心や不安感、ときには、行き過ぎた正義感からか、落ち着いて冷静に考えれば、おかしいと思えることにも、誤った判断を下してしまうのでしよう。差別やいじめは許されるものではありません。差別やいじめを受けた人の心に寄り添って捉えていきたいものです。

賛助会員を募集しています

市民総ぐるみの青少年健全育成活動を進めるため、当会議の目的に賛同し、賛助会員になっていただける団体・個人を募集しています。

会費

個人会員・年額一〇……千円
団体会員・年額一〇……五千元

賛助会員の方々の会費は、当会議で実施する事業の参加費や、駅頭キャンペーン時の啓発物を購入するなど、子どもたちのために有効に使わせていただきます。詳しくは、事務局までお問合せください。

朝霞市青少年育成市民会議

機関紙編集ボランティア募集

「ひまわり」の編集をしてみませんか？

朝霞市青少年市民会議では、機関紙「ひまわり」を編集する機関紙部会員を募集しています。6月・12月号発行のため、年に6～8回平日の日中、編集会議を行っています。任期は2年間です。詳しくは、事務局までお問合せください。

ひまわり

第54号

発行

朝霞市青少年育成市民会議

事務局

朝霞市こども・健康部

こども未来課こども未来係

朝霞市本町1-1-1

☎048-463-2930(直通)

✉kodomomirai@city.asaka.lg.jp